

平成30年3月12日

発言者	発言要旨
広谷委員	新たな用途地域として「田園住居地域」が創設されるが、それはどのようなもので、どのような地域に適用されるのか。
都市計画課長	<p>田園住居地域とは、13番目の用途地域として平成30年4月から運用が開始される。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る住居環境を保護するための地域を指定するもの。</p> <p>これは既存の用途地域内で指定されるもので、市街化調整区域に適用させることはできない。</p>
広谷委員	市街化調整区域は、人口減少が進んでいる。コミュニティの維持や地域のありかたも考慮し、開発許可等の規制を弾力的に運用すべきと考えるがどうか。
都市計画課長	山形市では、開発許可制度を見直し、住宅等建築のエリアを広げるなど規制を緩和している。インフラが既に整っている既存集落内の空き地等の利活用が図られるとすれば、有効な利活用策だと思われる。天童市でも平成30年4月から同様の改正を予定している。県としては、これらの動向を慎重に見守っていききたい。
広谷委員	県として、今後どのように取り組んでいくのか。
都市計画課長	<p>地区計画の策定を希望する市町村に対し、人的支援やアドバイス等を積極的に行っていく。</p> <p>開発許可制度の柔軟な運用についても、関係市町村と協議しながら、必要な基準の見直し等を考えていきたい。</p>
広谷委員	県では、高速道路に追加ICを整備しているが、その整備の概況はどうか。
道路整備課長	現在、東根北IC、村山北IC、大石田村山ICを事業中である。併せて、アクセス道路についても事業中である。
広谷委員	山形市、天童市、高島町等でのスマートIC整備に向けた今後の取組はどうか。
高速道路整備推進室長	<p>東北中央自動車道沿線では、高島町、南陽市、山形市及び天童市の4市町において、スマートICの必要性や実現可能性の検討を始めた状況となっている。</p> <p>高島町、山形市、天童市は国土交通省、ネクスコ東日本、県、県警等をメンバーとする勉強会を開催している。南陽市は平成30年度より勉強会を開催する予定である。</p> <p>今後、市町の検討状況に基づき、国土交通省が必要性を確認できた箇所を選定して「準備段階調査」を実施することになる。</p>
広谷委員	山形県高齢者居住安定確保計画改定(案)に記載されている高齢者住宅のヒートショックや雪下ろし対策とはどういった内容か。
住宅対策主幹	ヒートショック対策については、住宅リフォーム補助制度において、浴室などの暖房設備の設置に対して支援を拡大することとしている。新築についても利子補給制度

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>で、高断熱化などの寒さ対策型を新たに設けている。  また、サービス付き高齢者住宅による住宅の提供も政策の一つである。  今後は、雪下ろしや除雪が少ない共同住宅への住替えについての相談を受ける体制を整備できないか検討している。</p>
広谷委員	土砂災害対策事業の概要についてはどうか。
砂防・災害対策課長	土砂災害対策事業（砂防）については、土石流対策のため砂防堰堤等を整備するものである。土砂災害対策（地すべり）については、地すべりによる被害の除却又は軽減のため、排水施設や擁壁等を整備するものであり、土砂災害対策（急傾斜）については、急傾斜地の崩落による災害から国民の生命を保護するため、擁壁工や法面工を整備するものである。
広谷委員	特に力を入れている地域等はあるか。
砂防・災害対策課長	平成30年度の新規箇所として、砂防事業の南陽市の川樋地区の中沢と、地すべり対策の南陽市の赤山を国の交付金事業で要望している。
広谷委員	既存の砂防関係施設の機能強化についてはどうか。
砂防・災害対策課長	砂防関係の長寿命化については、現在調査中であるが、劣化、破損が著しい箇所については優先的に補修等を行う必要があることから、平成30年度は11か所の対策を実施予定である。
後藤委員	道の駅米沢の駐車場に大型のトラックが多く入ってくると、駐車スペースが足りなくなるのではないかという懸念がある。そのような中で、山形県トラック協会が、トラックの長距離運行に欠かせない安全運行をサポートする「トラックステーション」を、道の駅米沢の周辺にぜひ整備してほしいと国土交通省に申し入れをしている。県として何か把握しているか。
道路整備課長	山形県トラック協会が、道の駅米沢の周辺に「トラックステーション」を整備したいという希望を持っており、全国のトラック協会へ要望している旨を聞いたことがある。
後藤委員	ぜひ県としてもその動きを応援してほしい。
後藤委員	これまでの住宅リフォーム補助の実績はどれくらいか。
住宅対策主幹	この制度は、平成23年度から実施しており、30年1月末までで、25,410件、工事費の総額は656億8,000万円となっている。
後藤委員	この制度は、地元の職人などに対象を限定しているのか。
住宅対策主幹	工事業者については、地元の大工・工務店を対象にしている。
後藤委員	若手大工の育成の考え方について、平成30年度は何名育成しようとしているのか。

発 言 者	発 言 要 旨
建築行政主幹	<p>また、この事業の補助金は、若手大工に支給するのか、事業主、親方に支給するものなのか。</p> <p>平成26年度から3年間実施した若年大工育成は、事業主に10万円の補助金を支給していた。</p> <p>今回の制度見直しのため、今年度に業界団体へのアンケートや聴き取りを実施した。それを受け、新規事業については若手大工に直接支給することとした。直接支援することで、離職防止と大工のモチベーション向上につながると考えている。</p> <p>対象者は、1年目の10万円が30名、3年目の20万円が20名で、合計で50名を支援する。</p>
後藤委員	建設労働組合からの要望なのか。
建築行政主幹	建設労働組合や優良住宅協会などの関係団体から聞き取りし、県が直接支援する。
後藤委員	要配慮者利用施設等対策事業の概要と整備箇所数についてはどうか。
砂防・災害対策課長	特別養護老人ホーム等の要配慮者利用施設等を優先的に保全するため、土砂災害対策事業箇所から切り出して優先的に予算を配分しているもの。平成30年度は15か所を実施する予定である。
後藤委員	先般発生した栗子トンネルの逆走事故は、どこから対向車線に入ったと考えられるのか。
高速道路整備推進室長	未だ警察からの公表はないが、米沢八幡原ICから栗子トンネルまでは距離があるため、そこまでの間、対向車に会わなかったとは思えない。このため、ICからの誤侵入は考えにくい。トンネル内のラバーポールを越えて反対車線へ出たのではないかと思われる。
後藤委員	中央分離帯について、米沢中央IC～米沢北IC間にあるが、トンネルの中央分離帯に設置しないのはなぜか。
高速道路整備推進室長	<p>対面通行の場合、緊急時や工事の際に反対車線を通行させることになるが、この間は路肩に余裕があるため、構造的に設置が可能であったと思われる。</p> <p>一方、栗子トンネル内は狭く、中央分離帯を設置すると事故があった場合、反対車線を使用できなくなるため、外しやすいラバーポールを設置しているものと思われる。</p>
後藤委員	「企業局当初予算の概要」に、モンテディオ山形の支援及び山形交響楽団の支援とあるが、予算説明書においてはどの箇所に該当するのか。
総務企画課長	予算説明書1頁目、電気事業会計の支出予算「1 営業費用」の「一般管理費」の中に含まれる。
後藤委員	具体的にはどのような事業を行っているのか。

発 言 者	発 言 要 旨
総務企画課長	<p>山形交響楽団の支援としては、平成11年度から「企業局コンサート」を実施している。県内4地域で順次開催しており、昨年度は置賜地域、今年度は村山地域（寒河江市）で開催した。予算は452万8,000円である。</p> <p>モンテディオ山形については、山形県スポーツ振興21世紀協会の法人会員として会費を支出している。金額は、21年度のJ1初昇格を機に年300万円とし、現在に至っている。このほか、企業局の事業周知のためマッチデープログラムへの広告掲載を実施しており、予算は108万円である。</p>
後藤委員	<p>山形新幹線の板谷峠トンネル新設におけるJRの整備事業費1,500億円のほか、フル規格化の対応分120億円を県が支援する必要があるのではないかと考えている。仮に工事期間20年とすると1年あたり6億円となり、企業局の余剰金から繰り出せるのではないかと。</p>
企業管理者	<p>新幹線の整備は県政において重要な課題と認識しているが、この課題に対して今後県としてどう対応するかは、所管部局でしっかりと検討していくことになると思う。</p> <p>一般会計の繰出しについては、企業局の一部発電所が再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の適用を受け、従来よりも多くの利益を得ることが可能となっているが、この制度が県民の賦課金により支えられているものであるため、県民に還元するという考え方で実施しているもの。</p> <p>企業局としては、経営の安定と持続という大前提を踏まえ、またFITの適用期間が限られている中で、いつまでどういう形で繰出しできるのか、その時の状況によって判断されるものと考えている。</p> <p>板谷峠の基盤強化という観点で一般会計において検討がなされ、その中で企業局の繰出金についての話があれば、しっかりと話を聴いていく。</p>
矢吹副委員長	<p>屋外広告物条例改正に伴い、県においては、相当数の屋外広告物の点検が義務化され大変な業務になると思うが、どのような対応を考えているか。</p>
県土利用政策課長	<p>今回の条例改正案で、点検対象となるのは簡易広告物を除く建植広告、壁面利用広告、屋上利用広告、電力柱等利用広告の袖看板に限定している。</p> <p>そのうち、点検報告書の提出を求めている許可広告物は約4,500件であり、3年毎の許可更新となるので、年間約1,500件の点検報告になると考えている。</p> <p>通常の許可更新事務と一緒にすることから、それほど負担増にはならないと考えている。</p> <p>また、自家広告物は3年毎の点検報告書の提出はないが、窓口である総合支庁担当者がパトロール等を実施して、点検が必要と思われる広告物を発見した場合は、所有者等に点検を働きかけていく。</p>
矢吹副委員長	<p>山形県の屋外広告物条例は規制が厳しいと感じている。公共的な広告物や観光に資する広告物を設置したい場合など、個別事案を協議する場が必要と考えるがどうか。</p>
県土利用政策課長	<p>屋外広告物条例は平成10年に抜本的な改正を行った。</p> <p>それまでは、屋外広告物が乱立し無秩序な看板に対する批判も多かったことから、良好な景観を形成するために条例を改正した経緯がある。このため、公共的な広告物や観光に資する広告物などの区別なく規制している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>現在、条例の枠組みの中に、個別事案を協議する場合は規定されていない。            一方で、審議会でも個別事案を審議し、やむを得ないと認める場合に許可する制度を、14都県で運用している。今後、他の自治体の運用等を研究していきたい。</p>
矢吹副委員長	<p>空き家対策について、NPO法人つるおかランド・バンクの取組状況はどうか。</p>
建築住宅課長	<p>当該NPO法人の事業は、狭小な空き地などを、道路の幅幅に活用したり、隣地の方に購入してもらい取組みと認識している。このような取組みを他の市町村にも広めていきたいと考えているが、自治体では、具体的理解が進んでいない。            県では上山市でモデル的な取組みを実施している。山形県すまい・まちづくり公社が参画し、買取再販事業を実施している。東北芸術工科大学（芸工大）の協力をもらいながら、県・上山市・公社・芸工大の4者連携の協定を締結した。モデル事業の取組みを県内市町村に水平展開していきたい。</p>
矢吹副委員長	<p>今後、公社に求められる役割でもある。これからも頑張ってもらいたい。</p>
矢吹副委員長	<p>県内におけるリバースモーゲージの状況はどうか。</p>
建築住宅課長	<p>住宅を担保に、住宅の改修費や年金のような生活費を金融機関から借りる制度と認識しているが、県内では普及していない。            本県のような土地建物の資産価値が低い地域ではなかなか広まらないが、中古住宅の価値が上がれば利用される可能性がある。            空き家対策にもつながるものと考えられるので、今後の動向を見守っていきたい。</p>
矢吹副委員長	<p>リフォーム補助と組み合わせるなど、中古住宅の流通を促す流れをつくってほしい。</p>
矢吹副委員長	<p>道路の無電柱化については、緊急輸送道路を中心に進めていくという方針を以前聞いたが、観光地における景観づくりに対しても同時に進めていかなければならないと思っている。これについての考え方はどうか。</p>
道路整備課長	<p>これまで都市部における街路事業を中心に、無電柱化等を行って景観づくりを行ってきたが、最近制定された「無電柱化の推進に関する法律」において、景観の形成や観光の振興についても位置付けられていることから、今後、全国的にもそのような動きが少しずつ進んでいくものと考えている。</p>
楳津委員長	<p>土砂災害警戒区域内の制約等についてはどうか。</p>
砂防・災害対策課長	<p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）になると特定開発行為が県知事の許可制になっており、対策を行わないと開発が認められない。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については特に規制がない。</p>
楳津委員長	<p>県と市町村とが連携し、イエローゾーンに要配慮者利用施設などを建てさせないようにすべきと考えるかどうか。</p>
砂防・災害対策	<p>要配慮者利用施設を所管する関係部局や市町村に対して、土砂災害警戒区域の指定</p>

発 言 者	発 言 要 旨
課長	状況などの情報を提供しているが、会議等を通じて、改めて、土砂災害警戒区域内に新たな要配慮者利用施設が立地しないよう働き掛けを行っていきたいと考えている。
榎津委員長	平成30年度におけるICT活用工事の概要と発注予定件数はどうか。
建設技術主幹	ICT土工については、対象工事の規模要件は今年度と同じであり、対象工事としては10数件の発注を見込んでいる。来年度から新規で取り組むICT舗装工については、1,000万円以上かつ3,000㎡以上の工事を対象としている。今年度、同規模の工事が5件あることから、来年度も同程度の件数を見込んでいる。また、今年度の課題を踏まえ、来年度は希望型に加えて指定型による発注を検討している。
榎津委員長	ICT活用工事で契約した場合、高いリース料を当初落札額の中で支払っていくことになるが、資金繰りが大変であると思われる。ICT活用工事に取り組む場合は、契約内容を変更する旨を明記していくべきではないか。
建設技術主幹	設計変更の対象等については、当初特記仕様書に明示しているところであるが、建設会社等を対象に先日開催したi-Construction説明会において周知を図っており、新年度当初に予定されている入札契約制度に関する説明会においても、さらなる周知徹底を図っていききたい。
榎津委員長	女性技術者の加点措置について、この取組みは、男女の差別を無くしていくという関係法令が定める方向性に逆行していると感じられる。教育庁の資料によれば、実業高校から建設関連会社に就職している女子生徒は毎年10名程度である。これには建設業者のほか、コンサルも含まれている。入札制度で加点するよりも、関係部局が連携して、まずは女性技術者を増やす施策を展開することが先ではないか。
建設技術主幹	国勢調査によれば、間違いなく担い手が減っていくと予想され、担い手確保という観点から発注工事を限定した上で、入札契約制度において試行するものである。平成27年の国勢調査によれば、県内の建設業における女性技術者は140名、35歳以上の若手男性技術者は369名であり、必ずしも、女性技術者を抱えていない業者が競争できないわけではないと考えている。
榎津委員長	試行ということで取り組むのであればいいが、現実として、B、C、Dクラスで女性技術者を雇用していくのは難しい。先ほど申し上げたとおり、女性技術者の確保対策についても考えてほしい。
榎津委員長	県内空港の着陸料の軽減措置の内容はどのようになっているのか。
空港港湾課長	<p>山形空港の4路線のうち、3路線で軽減措置を実施している。羽田便は10分の1に軽減措置しているが、これは平成14年に路線が廃止になった後に、地元等からの強い要望を受け、15年に路線復活のために軽減し、今まで継続しているものである。</p> <p>名古屋便と札幌便は、路線が一旦廃止になった後に、復活してもらうために、着陸料を免除することとしている。山形空港の大阪便と庄内空港の羽田便は、着陸料の軽減措置や免除は行っていない。</p>
榎津委員長	正規に着陸料を徴収した場合はどれくらいになるのか。

発 言 者	発 言 要 旨
空港港湾課長	<p>平成30年度の概算見込みでは、山形空港が正規だと9,000万円程の着陸料収入が5,500万円程度に軽減される。参考として、庄内空港では1億2,000万円程度の着陸料収入になる。</p>
榎津委員長	<p>本来、正規の着陸料を徴収する必要があるが、利用拡大のため、軽減措置を実施していることを、県民に周知することが大切である。また、今後は、正規の着陸料を徴収できる体制を整える努力をしてほしい。</p>